

福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業の手引き

<第5版>

<目次>

- | | |
|------------------------------|------|
| 1 「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業」について…… | P.1 |
| 2 事業者登録について…………… | P.3 |
| 3 協定締結について…………… | P.4 |
| 4 利用登録手続きについて…………… | P.9 |
| 5 実績報告及び費用の請求について…………… | P.11 |

<参考資料>

- | | |
|-----------------------------|------|
| 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱…………… | P.13 |
| 様式集…………… | P.18 |

令和7年4月

福岡市子ども未来局子ども発達支援課

【第5版 改正内容】

◆協定の締結

令和6年度までは年度ごとに、福岡市と指定訪問看護事業者の委託契約が必要でしたが、令和7年度から、福岡市と指定訪問看護事業者で本事業に係る協定を締結するものとします。

協定の締結以後、有効期間満了日までに、福岡市、指定訪問看護事業者、双方から協定終了の意思表示がない場合は、その有効期間は自動的に更新するものとします。

◆協定に必要な書類

令和7年度からは、福岡市と指定訪問看護事業者で、本事業に係る協定書(様式第5号)2通を作成して、各1通を保有するものとします。

なお、令和6年度まで、福岡市と指定訪問看護事業者の委託契約に際して、提出が必要であった以下の書類は、令和7年度からは不要とします。

【提出が不要となる書類】

- 見積提出時…見積書兼随意契約伺、見積内訳書
- 契約締結時…委託契約書、着手届、業務遂行責任者届
- 実績報告時…部分完了届、全部完了届

◆要綱様式の改正

協定書(様式第5号)の追加に伴い、従来の様式第5号「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業 事業者登録通知書」は廃止します。

また、その他の様式も一部内容を変更しています。令和7年度は新様式を使用してください。

◆その他の補足

問い合わせが多かった事項について、一部注釈を追記しました。

【 問い合わせ先 及び 書類等の提出先 】

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 13 階

福岡市役所 こども未来局 子育て支援部 こども発達支援課

TEL:092-711-4178 FAX:092-733-5718

Mail:hattatsushien.CB@city.fukuoka.lg.jp

【事業者向けホームページ】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/shogaijishien/health/syogaij-sien/ikeaji-resupaito-jigyousya.html>

【利用者向けホームページ】

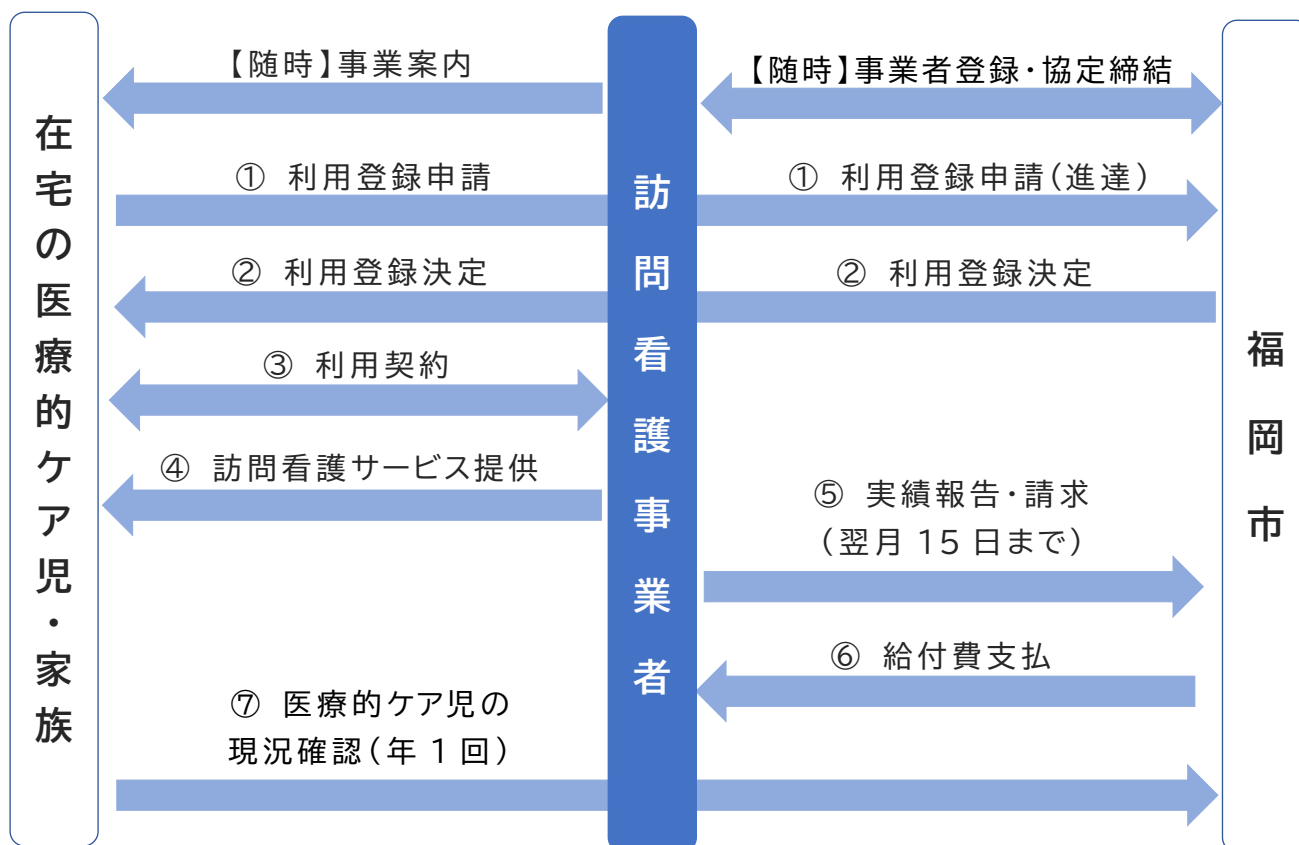
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/shogaijishien/health/syogaij-sien/ikeaji-resupaito.html>

1 「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業」について

(1) 事業目的

医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供し、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的としています。

(2) 事業の流れ



(3) 利用対象者

◆ 利用対象者は、医療的ケア児の家族です。

「医療的ケア児」とは、次の要件の全てに該当するもの。

- ① 福岡市内に住所を有すること。
- ② 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- ③ 在宅で同居の障がい児等の保護者または障がい児等の介護を行うものによる介護を受けて生活していること。
- ④ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- ⑤ 訪問看護により医療的ケアを受けていること。

※ 「医療的ケア」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）において、「人工呼吸器による管理、喀痰吸引その他の医療行為」と定義されています。

(4) サービス内容

- ◆ 訪問看護事業者が医療保険の適用を超える自宅利用や、医療保険の適用外となる自宅以外で、医療的ケア児のもとを訪問して行う看護などの訪問看護を提供します。

【サービス内容例】

- ◆ 親戚、友人宅や外出先でおこなう訪問看護
- ◆ 病院受診時の付き添い
- ◆ 図書館や博物館などへ出掛ける際の付き添い など

- ※ 自宅で利用する場合は、医療保険の適用時間を超える利用に限ります。
- ※ 入院中や障害児通所支援事業所等における利用はできません。
- ※ 訪問看護師等が行う医療的ケアは、医師指示書に記載された内容です。
- ※ 看護を伴わない見守り(入浴や家事等の介助・支援等)は対象となりません。
- ※ 作業療法士・理学療法士による訓練・リハビリ等は対象となりません。
- ※ 看護師1人に対して、同時間帯に医療的ケア児2人以上を対応することはできません。

(5) 利用可能時間

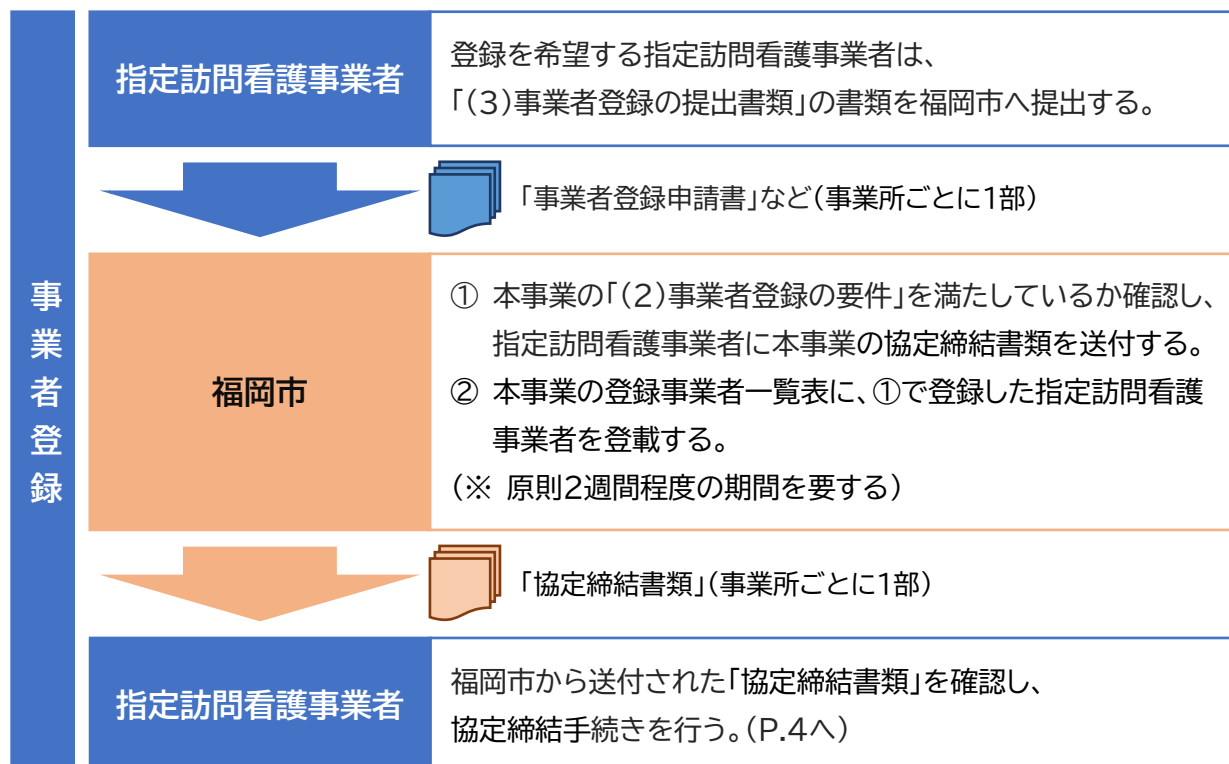
- ◆ 医療的ケア児一人につき年間48時間まで
- ※ サービス提供時間の算定は、1時間単位です。
(月単位で、30分未満切り捨て、30分以上切り上げ)
- ※ 一年度当たり 48 時間を上限とし、年度中途であっても月割り・日割りはありません。
- ※ サービスの利用開始時間は、原則、利用場所に到着し訪問看護を開始した時間からとします。
ただし、利用場所に移動するまでの間で、看護を必要とする場合は、移動開始時間からとすることが出来ます
- ◆ 保育所・学校等に在籍する医療的ケア児は、上記時間とは別に、年間144時間まで
- ※ 利用の範囲は、保育所・学校等(登下校、校内・校外活動等)における看護の実施の場合です。
- ※ サービス提供時間の算定は、1時間単位です。
(月単位で、30分未満切り捨て、30分以上切り上げ)
- ※ 一年度当たり 144 時間を上限とし、年度中途であっても月割り・日割りはありません。
- ※ サービスの利用開始時間は、原則、利用場所に到着し訪問看護を開始した時間からとします。
- ※ ただし、利用場所に移動するまでの間で、看護を必要とする場合は、移動開始時間からとすることが出来ます。
- ※ 学校看護師の医療的ケアの対象となる場合は、原則本事業の対象外です。
- ※ 宿泊を伴う行事等でサービスを提供する場合は、事前にこども発達支援課にご相談ください。

(6) サービス費用

- ◆ 本事業の利用にあたって、利用者の自己負担金はありません。
- ◆ 本事業にかかった経費は、福岡市からサービスを提供した訪問看護事業者、1時間あたり 7,500 円を、利用者の代わりに支払います。
- ※ サービス費用の他に発生する実費(交通費等)や当日のキャンセル料等については、利用者と訪問看護事業者との定めによるものとします。
- ※ 医療的ケア児1人に対して、看護師が2人以上で対応しても、上記金額に変更はありません。

2 事業者登録について

(1) 事業者登録の流れ



(2) 事業者登録の要件

- ◆ 健康保険法第88条第1項の規定に基づく指定訪問看護事業者
- ※ 事業者登録は同法により指定にされた訪問看護事業所ごとに登録されます。
- ※ 協定は、登録された指定訪問看護事業者(以下「登録事業者」という。)と、訪問看護事業所ごとに締結します。

(3) 事業者登録の提出書類

- ① 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業者登録申請書(必須) ⇒様式集 P.22
- ② 訪問看護事業者の指定決定通知書の写し(※)
- ③ 職員配置一覧(※)
- ④ 資格証の写し(※)
- ⑤ 訪問看護事業所の運営規定(※)

(※)は、「福岡市訪問型在宅レスパイト事業」の登録事業者である場合に、提出を省略できます。

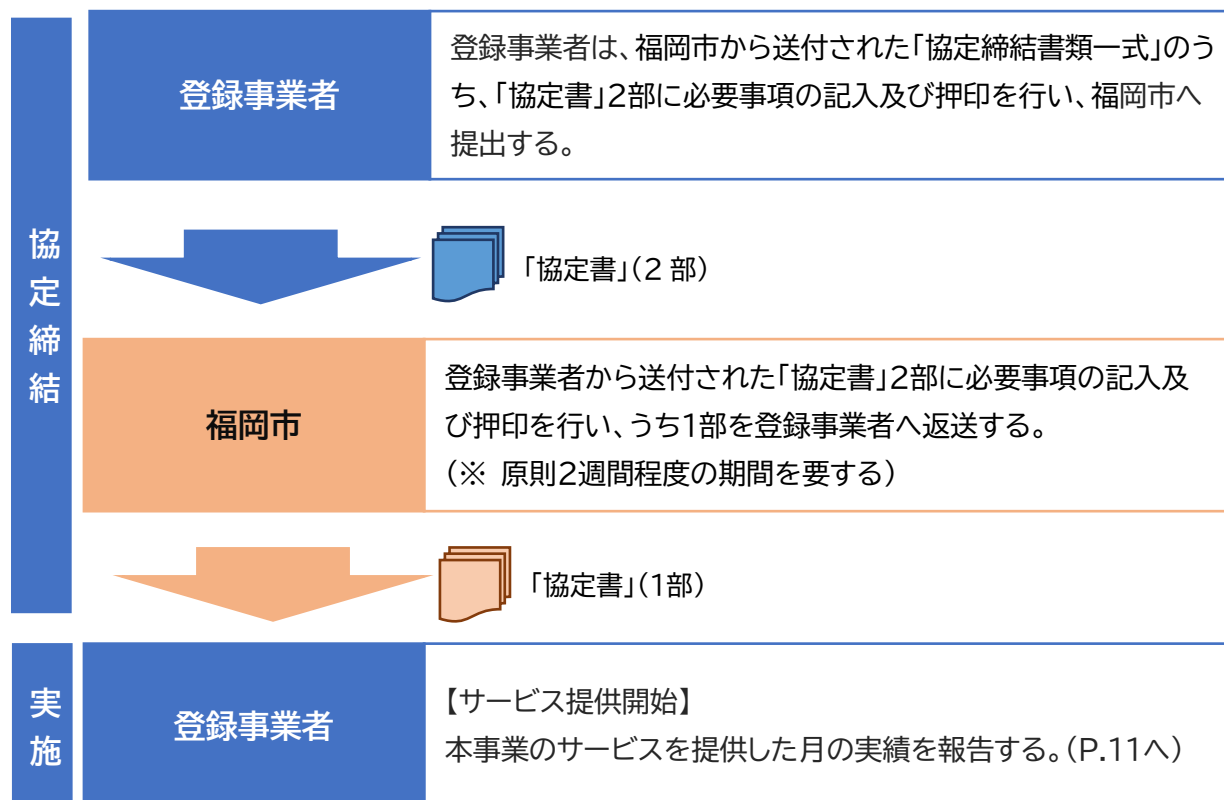
なお、④について、看護を行わない方(作業療法士・理学療法士等)の資格証は不要です。

- ◆ 事業者登録は、初回の登録後、更新の手続きはありません。
- ◆ 登録内容に変更があれば、随時、変更届を提出してください。

3 協定締結について

(1) 協定締結の流れ

- ◆ 協定は訪問看護事業者と、事業所ごとに締結します。
- ◆ 協定の締結以後、双方から協定終了の意思表示がない場合は自動更新します。



(2) 協定締結における提出書類

提出書類 【協定締結】

■ 協定書 ⇒様式集 P.23

- ◆ 本事業の協定書を福岡市から送付します。
- ◆ 事業者名等を記載・押印のうえご返送ください。
- ◆ 記入方法は P.5 を参照してください。

□ 口座振込依頼書 兼 債権者登録申請書 ⇒様式集 P.27

福岡市に口座登録していない場合は、ご提出ください。
(登録されているかの確認は、こども発達支援課までお尋ねください。)

【参考】協定書の記入方法について

様式第5号

協 定 書

福岡市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業（以下「事業」という。）の実施に関し、次のように協定を締結する。

（事業の実施）
第1条 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、乙は事業を実施し、甲はこれに対し給付費を支給する。

（法令等の遵守）
第2条 乙は、事業の実施にあたり、実施要綱及び甲が業務に関し行う指示等を遵守し、事業を誠実に履行するものとする。

（給付費の支給）
第3条 甲は、乙から給付費の請求があったときは、実施要綱等に照らして審査の上、支払うものとする。

（報告等）
第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、乙若しくは乙の従業者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは乙の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

（記録の整備）
第5条 乙は、実施要綱に基づくサービスの提供に関して、甲が別に定める記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

（給付費の返還）
第6条 甲は、乙が給付費を不正又は不当に請求受領した場合において、甲から給付費として交付した金額の一部又は全部の返還を求めることができる。
2 乙は、甲から給付費の返還を求められた場合は、速やかに返還しなければならない。

（登録の抹消等）
第7条 甲は次のいずれかに該当するときは、乙の事業の登録の抹消を行い、協定を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。
(1) 乙が、不正に給付費の請求を行ったとき。
(2) 乙が、実施要綱及び甲が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
(3) 乙が、実施要綱及び甲が業務に関し行う指示に違反したとき。

（暴力団等関与に対する登録の抹消及び協定解除）
第8条 甲は、福岡県警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号の一に該当するときは、乙の事業の登録の抹消を行い、協定を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。
(1) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合は、その法人の役員

商号を含む法人の名称を正確に記入してください。

例) 訪問看護事業所の名称⇒不可
株式会社等の省略⇒不可

○ 協定書は事業所ごとに必要です。
同一法人が複数事業所で本事業を実施する場合でも、事業所ごとに協定書を作成することになりますので、ご注意ください。

○ 必ず A4 サイズにて、両面で2部、印刷してご提出ください。

又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの（構成員とみなされる場合を含む。）、以下「構成員等」という。）であるとき。

(2) 構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
(3) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。
(4) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用若しくは使用しているとき。
(5) 暴力団又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき。
(6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき。
(7) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたとき。
(8) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。

（有効期間）
第9条 この協定の有効期間は、締結の日から 年3月31日までとする。
2 この協定有効期間満了日までに、甲、乙双方から協定終了の意思表示がない場合は自動的に更新するものとする。
3 自動的に更新する場合の協定有効期間満了日は、更新前の期間満了日の属する年の翌年の3月31日とする。

（協議）
第10条 この協定に定めのない事項及び本協定に関し発議が生じた場合は、甲、乙協議の上で定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 印

乙 事業所名称：
事業所所在地： 印

福岡市が受理した日付に応じて記入します。空欄のままにしてください。

○ 法人の住所、商号を含む法人の名称及び代表者の役職・氏名を記入してください。

○ 代表者印を押印してください。
社印(認印)は不可です。

○ 事業所の名称は正確に記入してください。

○ 所在地は市町村から記入してください。

(3) 協定業務内容

協定書の第2条における「甲(福岡市)が業務に関し行う指示等」については、原則以下のとおりです。

(1) 利用者への事業周知

訪問看護事業所の利用者で、下記の要件に該当する医療的ケア児の家族がいる場合は、福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業業務委託(以下「本事業」という。)の周知を行う。

【利用対象者】福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

(定義)

第2条 この要綱において、医療的ケアとは、人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの医療が日常生活に不可欠な支援をいう。

2 この要綱において、医療的ケア児とは、次の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 福岡市内に住所を有すること。
- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 在宅で同居の障がい児等の保護者又は障がい児等の介護を行う者による介護を受けて生活していること。
- (4) 医師の訪問看護指示書(保健医療機関及び保健医療療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書)による医療的ケアを必要としていること。
- (5) 訪問看護(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護)により医療的ケアを受けていること。

3 この要綱において、家族とは、医療的ケア児の保護者等で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っている福岡市長が認めた者をいう。

(利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、医療的ケア児の家族(以下「利用対象者」という。)とする。

(2) 利用者の利用登録申請等・決定補助

- ① 利用者から、本事業の登録希望があった場合は、「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書兼現況届」(以下「利用登録申請書兼現況届」という。)を配布する。
- ② 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第7条に基づき、下記の書類を福岡市へ進達する。
 - ア.利用登録申請書兼現況届
 - イ.医師の訪問看護指示書の写し
 - ウ.訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類
- ③ 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第8条に基づき、「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書」(以下「決定通知書」という。)を、利用者へ通知する。

※ 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第9条に基づく届け出の時も同様とする。

(3) 利用者との契約

利用者への決定通知書の内容を確認し、本事業の実施にあたり利用者と訪問看護事業者で利用契約を締結する。

(4)利用申込の受付

利用者から、本事業に基づく利用申込が行われた場合、下記の条件を満たしていることを確認した上で、利用申込を受け付けるものとする。ただし、訪問看護事業者が正当な理由により、サービスの提供が困難である利用申込であれば、適当な他の訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- ① 本事業の利用登録がされていること。
- ② 年間の累計利用時間が48時間(保育所・学校等における看護の実施の場合は144時間)を超えていないこと。
- ③ 訪問看護によるサービスが必要であること。

※ 宿泊を伴う行事等でサービスを提供する場合は、必ず事前にこども発達支援課に問い合わせること。

(5)利用調整等

利用申込を受け付け後、本事業に基づく訪問看護の提供場所において、提供場所を管理する者に承諾等が必要な場合は、訪問看護事業者から提供場所を管理する者へ連絡調整を行うこと。

※ 提供場所に疑義がある場合は、必ず事前に福岡市こども発達支援課に問い合わせること。

(6)サービス提供

- ① 本事業に基づく訪問看護は、健康保険法に規定する訪問看護の規定を準拠するものとする。
- ② サービス提供時間の算定は、1時間単位とする。
(月単位で、30分未満切り捨て、30分以上切り上げ)
- ③ サービスの利用開始時間は、原則、利用場所に到着し訪問看護を開始した時間からとする。
ただし、利用場所に移動するまでの間で、看護を必要とする場合は、移動開始時間からとすることができる。

(7)提供実績の管理

- ① サービスの提供終了後、提供内容、提供時間を記録しておくこと。
 - ② 複数の訪問看護事業者が、サービスを提供している場合は、事業者間での調整のうえ、年間の利用時間を管理すること。
 - ③ サービスを提供した実績は、利用者に報告し確認を得ること。
- ※ 協定第4条に基づき、必要に応じて提供実績の記録の検査等を行う場合がある。

(8)実施報告

サービス提供終了後、市から給付費の支払いを受ける場合は、当月1日から末日までの1か月分について「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書(様式7号-1及び第7-2号)」を、翌月15日までに、請求書を添えて市長に報告し、市長の審査を受けなければならない。

※ 報告に不備がある際は、報告書及び請求書の再提出を求める場合がある。

※ 別途、こども発達支援課から実施報告の提出期限が示された場合は、それに従うこと。

(9)利用者等からの問い合わせ対応等

本事業の利用において、利用者等から問い合わせ等があった場合は、誠実に対応すること。

※ 本事業によるサービス提供の際に、事故等が発生した場合は、利用者の家族及びこども発達支援課に遅滞なく報告及び連絡すること。

※ 業務上知り得た医療的ケア児、利用者、その他の家族等の個人情報保護に十分留意すること。

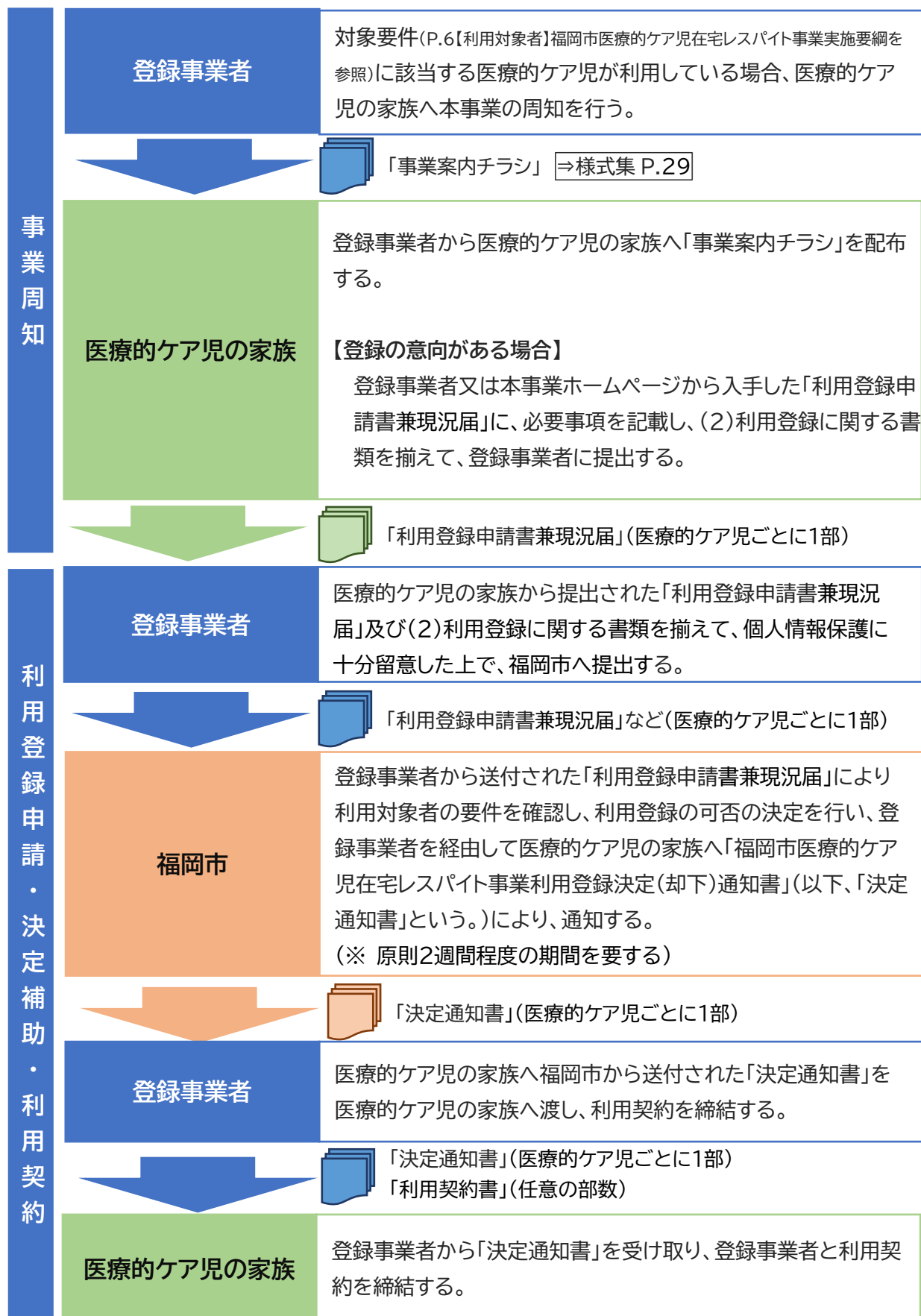
(4) 費用

本事業に係る経費は、下記のとおり算定した金額とする。

給付対象経費	金額
①指定訪問看護事業者が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護(健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く)に係る費用	次の算式により算定した額とする。 金額＝A×7,500円(1時間当たり単価) 備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A サービス算定時間 指定訪問看護事業者が、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間 (月単位で、1時間に満たないサービスを提供した場合は、30分未満切り捨て、30分以上切り上げ) ただし対象者一人につき、一年度当たり48時間を上限とする。
②指定訪問看護事業者が保育所、学校等を訪問して行う看護に係る費用	次の算式により算定した額とする。 金額＝A×7,500円(1時間当たり単価) 備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A サービス算定時間 指定訪問看護事業者が、保育所、学校等に在籍する医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間 (月単位で、1時間に満たないサービスを提供した場合は、30分未満切り捨て、30分以上切り上げ) ただし対象者一人につき、一年度当たり144時間を上限とする。 また、1人の看護師が複数の医療的ケア児の看護を行う場合、それぞれの看護に対応した時間を算定時間とし、同一時間帯での重複は認めない。

4 利用登録手続きについて

(1) 利用登録の流れ



(2) 利用登録に関する書類

提出書類 【利用登録申請】

■ 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書兼現況届 ⇒様式集 P.19

- ◆ 本事業は、利用登録を受けた後、登録事業者と利用契約を行うことで、利用が可能となります。
- ◆ 申請者は、医療的ケア児の家族となります。

■ 訪問看護指示書の写し

- ◆ 医療的ケアを必要としていることを確認するため、直近の訪問看護指示書を提出してください。
- ◆ 申請者に代わり、登録事業者が保有している訪問看護指示書の写しを準備又は添付することができます。

■ 訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類

- ◆ 現に訪問看護を受けていることを確認するため、訪問看護事業者(登録事業者以外でも可)を利用していることが分かる書類を提出してください。
- ◆ 利用していることが分かる書類は、訪問看護報告書や訪問看護を利用した際の費用の請求書、領収書などです。
- ◆ 提出書類は、利用者名と訪問看護事業者名が記載されているページのみご提出ください。

※ 添付書類は、おおむね申請日から1年以内に作成した書類としますが、訪問看護指示書の写しは、申請日において、有効なものに限ります。

※ 医療的ケア児、利用者、その他の家族等の個人情報保護に十分に留意して提出してください。

参考書類 【登録事業者と利用者の利用契約】

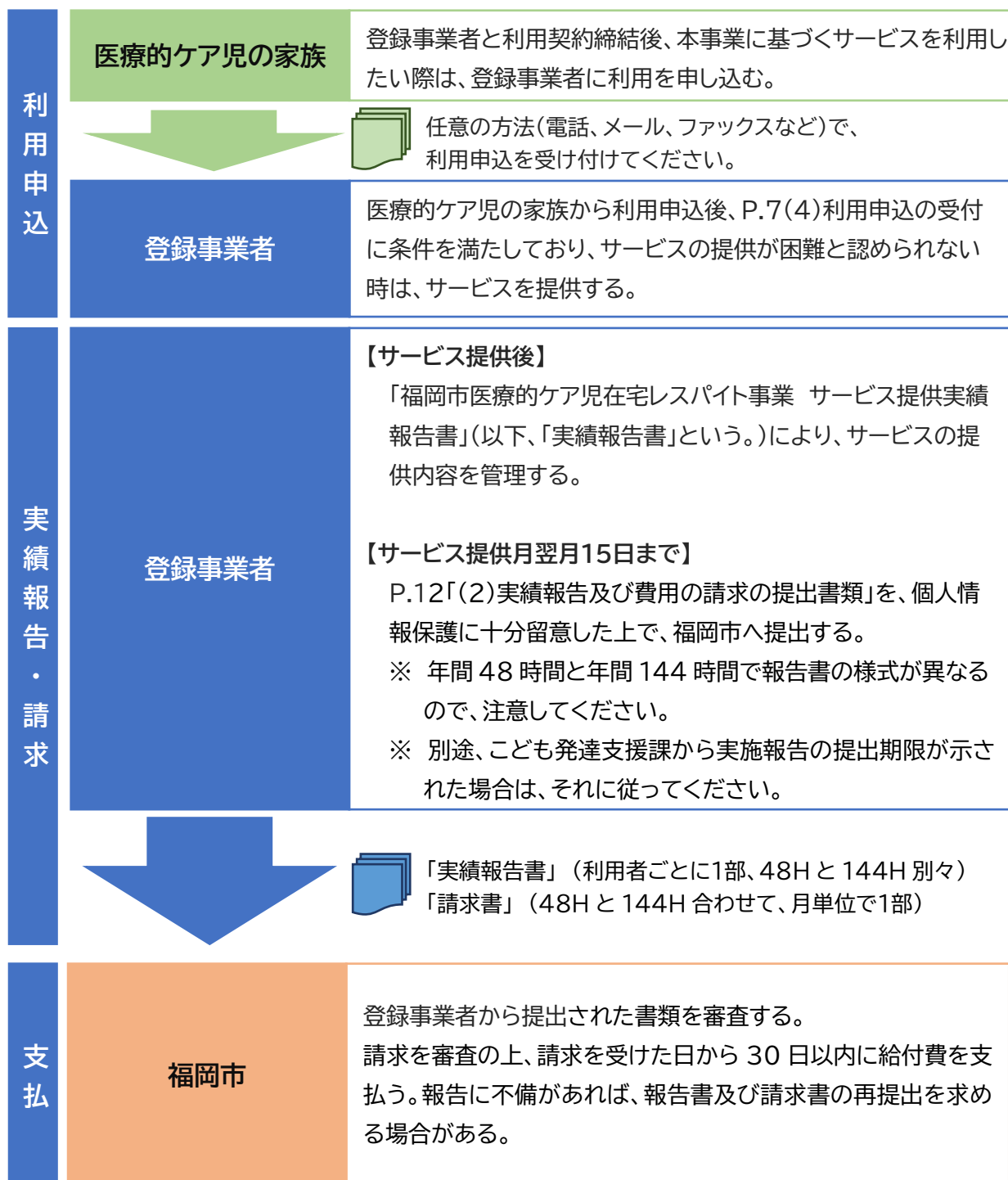
□ 利用契約書 ⇒様式集 P.30(参考様式)

- ◆ 登録事業者と利用者の利用契約については、本事業に基づく利用を両者間で合意したことを示すため、利用契約書によることとしています。
- ◆ 本事業の利用契約は、「モデル利用契約書」を準備しております。事業者の運営実態に合わせて修正するなどしてお使いください。

- ◆ 利用者登録は、一度登録すれば18歳に達する日以降の最初の3月31日までです。
- ◆ 医療的ケア児の現況を確認するため、年1回 現況届の提出が必要となります。(提出時期については、福岡市よりご案内します。)
- ◆ 利用者の申請内容に変更があれば、「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書兼現況届」⇒様式集 P.19を提出してください。
- ◆ 変更申請の流れは、利用登録と同じ流れになります。

5 実績報告及び費用の請求について

(1) 実績報告及び費用の請求の流れ



(2) 実績報告及び費用の請求の提出書類

提出書類 【実績報告】

□ 福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業 サービス提供実績報告書 ⇒様式集 P.25、26

- ◆ サービスを提供したことを報告する書類です。
- ◆ 利用者ごとに、サービスを提供した実績を記載してください。
- ◆ サービスを提供した実績がない利用者は提出不要です。
- ◆ サービス算定時間が、年間48時間(保育所・学校等における看護の場合は、年間144時間)を超えた場合、超えた時間の費用は請求できません。
- ◆ 令和3年4月から、実績報告書の確認印が不要となりましたが、サービスを提供した実績は、利用者に報告し確認を得てください。

※ 報告確認方法については、実績報告書の写しを渡すなど、任意の方法で構いません。

※ 医療的ケア児、利用者、その他の家族等の個人情報保護に十分に留意して提出してください。

□ 請求書 ⇒様式集 P.28

- ◆ 本事業に係る経費を福岡市へ請求する書類です。
- ◆ 請求書の金額は年間 48 時間・年間 144 時間の利用分を合わせて、複数名の場合も合算した、一か月分の合計金額を記入してください。
- ◆ サービスを提供した実績のない月は提出不要です。

福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的として福岡市（以下「市」という。）が実施する福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、医療的ケアとは、人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの医療が日常生活に不可欠な支援をいう。

2 この要綱において、医療的ケア児とは、次の要件の全てに該当する者とする。

- （1） 福岡市内に住所を有すること。
- （2） 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- （3） 在宅で同居の障がい児等の保護者又は障がい児等の介護を行う者による介護を受けて生活していること。
- （4） 医師の訪問看護指示書（保健医療機関及び保健医療療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。
- （5） 訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

3 この要綱において、家族とは、医療的ケア児の保護者等で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っている福岡市長が認めた者をいう。

（利用対象者）

第3条 本事業の利用対象者は、医療的ケア児の家族（以下「利用対象者」という。）とする。

（サービス提供内容）

第4条 本事業は、市と本事業に係る協定を締結した指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者）が、同項に規定する訪問看護療養費の適用を超える自宅利用や訪問看護療養費の適用外となる自宅以外での訪問看護を提供する。ただし、指定訪問看護事業者が、サービスを提供できないと判断した場合は、この限りでない。

2 福岡市幼稚園等看護師派遣事業補助金の交付対象となる訪問看護を提供する場合は、本事業の対象外とする。

（サービス提供時間）

第5条 本事業の利用時間は、医療的ケア児一人につき、年48時間を限度とする。

2 保育所・学校等に在籍する医療的ケア児について、保育所・学校等（登下校、校内・校外活動等）における看護が必要な場合は、医療的ケア児1人につき、年144時間を限度として、前項のサービス提供時間に上乗せして利用することができる。

（サービス給付費用）

第6条 本事業に基づくサービス給付費は、別表で定める金額を限度とする。

- 2 本事業に基づき利用対象者が指定訪問看護事業者からサービスの提供を受けたときは、市は利用対象者に代わり、給付費を当該利用指定訪問看護事業者に支払うものとする。

(利用登録申請)

第7条 本事業の利用を希望する利用対象者は、利用しようとする指定訪問看護事業者を経由して、福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書兼現況届(様式第1号)(以下「利用登録申請書兼現況届」という。)に、次に掲げる資料を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第2項第4号に規定する医師の訪問看護指示書の写し
- (2) 訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類

(利用登録決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは本事業の利用登録の可否の決定を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により、指定訪問看護事業者を経由して利用対象者に通知するものとする。

- 3 第1項の利用登録期間は、同項の規定により本事業の利用登録の決定(以下「利用決定」という。)を行った日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までとする。

(変更等の届出)

第9条 利用決定を受けた利用対象者(以下「利用者」という。)は、利用決定内容の変更を希望する場合は、指定訪問看護事業者を経由して、「利用登録申請書兼現況届(様式第1号)」に変更事項を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請を受けた場合の手続きについては、前条の規定を準用する。
- 3 利用者は、毎年度、指定訪問看護事業者を経由して、利用登録申請書兼現況届(様式第1号)に、第2条第2項第4号に規定する医師の訪問看護指示書(届出日において、有効なものに限る。)の写しを添えて、医療的ケア児の現況を市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めた場合はこの限りではない。

(利用登録決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用決定を受けた医療的ケア児が死亡したとき。
- (2) 利用者が本事業の利用を辞退したとき。
- (3) 利用者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正の申請により利用決定を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により利用登録決定を取り消したときは、福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録取消通知書(様式第3号)により指定訪問看護事業者を経由し利用者に対して通知することとする。ただし、市長が通知することが適当でないと判断した場合はこの限りではない。

(事業の従事者)

第 11 条 本事業を行う者は、事業の適正な実施のため、指定訪問看護事業者であって、本事業を実施する事業者として市に登録した者又は市長が必要であると認めた事業者とする。

2 本事業を実施する事業者として登録を受ける場合は、福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録申請書（様式第 3 号）を、健康保険法第 89 条第 1 項の規定により指定された訪問看護事業所ごとに、市長に提出し登録を受けるとともに、市と協定を締結しなければならない。

3 前項の規定による協定は、協定書（様式第 4 号）を標準として締結するものとする。

4 第 2 項の規定による協定を締結した事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請の内容に変更が生じた場合は、その内容について福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業事業者登録変更届出書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る登録の抹消を行うことができる。

- (1) 登録事業者が不正に給付費の請求を行ったとき。
- (2) 登録事業者が健康保険法第 95 条による指定訪問看護事業者の指定の取消しを受けたとき。
- (3) 登録事業者が法令、本要綱又は市長が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 登録事業者が法令、本要綱又は市長が業務に関し行う指示に違反したとき。

(サービスの利用)

第 12 条 利用者が本事業を利用するときは、決定通知書を登録事業者に提示し、登録事業者と福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用契約を締結しなければならない。

(請求及び支払い)

第 13 条 登録事業者は、市から給付費の支払いを受ける場合は、サービス提供の翌月 15 日までに福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書（様式第 6-1 号及び第 6-2 号）に請求書を添えて市長に請求しなければならない。

2 市長は、請求を審査の上、請求を受けた日から 30 日以内に支払わなければならない。

(不正利得の返還)

第 14 条 市長は、登録事業者が虚偽その他の不正な手段により第 13 条に規定する給付を受けた場合は、当該事業者からその給付費の全額又は一部を返還させることとする。

(事業者の遵守事項)

第 15 条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 医療的ケア児の自宅等に従業者を派遣し、医師の指示に基づく医療的ケアを伴う見守りを適切に行うこと。
- (2) 登録事業者は、利用者に対して本事業のサービスを提供したときは、サービスの提供内容について記録を作成し、これを 5 年間保存しなければならない。
- (3) 本事業によるサービスの提供の際、事故等が発生した場合は、利用者の家族及び市長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (4) 業務上知り得た医療的ケア児、利用者、その他の家族等の個人情報保護に十分留意しなければならない。

(報告等)

第 16 条 市長は、事業の実施に関して必要と認められるときは、登録事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録事業者の関係のある場所に立ち入り、又は必要な調査をさせることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

(適用期間)

この要綱の別表に掲げる対象経費②については、令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの適用とする。

(経過措置)

この要綱による改正前の福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

給付対象経費	金額
①指定訪問看護事業者が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用	次の算式により算定した額とする。 $\text{金額} = A \times 7,500 \text{円（1時間当たり単価）}$ 備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A サービス算定時間 指定訪問看護事業者が、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間 （月単位で、1時間に満たないサービスを提供した場合は、30分未満切り捨て、30分以上切り上げとする。） ただし対象者一人につき、一年度当たり48時間を上限とする。
②指定訪問看護事業者が保育所、学校等を訪問して行う看護に係る費用	次の算式により算定した額とする。 $\text{金額} = A \times 7,500 \text{円（1時間当たり単価）}$ 備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A サービス算定時間 指定訪問看護事業者が、保育所、学校等に在籍する医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間 （月単位で、1時間に満たないサービスを提供した場合は、30分未満切り捨て、30分以上切り上げとする） ただし、対象者一人につき、一年度当たり144時間を上限とする。 また、1人の看護師が複数の医療的ケア児の看護を行う場合、それぞれの看護に対応した時間を算定時間とし、同一時間帯での重複は認めない。